

## 1 グリーン・ツーリズムバス運行支援制度とは

農林漁業の体験や視察研修を通じて、農林漁業や訪れた地域の応援団となっていただくことを目的として、県民の皆様が農山漁村地域へ貸切バスを利用して旅行する場合、県がバス借上経費の一部を助成する制度です。

## 2 この制度を利用できる方

この制度を利用できる方は、県内の自治会・高齢者・女性・青少年等の団体とします。

ただし、宗教、政治、営利活動を目的とする団体や、公共団体、企業、学校等の団体は利用できません。（企業の研修、学校・保育所等の遠足、公民館が募集するツアー等のほか、バス借上経費を県・市町等で負担（一部負担を含む）するものは対象になりません）

参加者全員の視察研修、農林漁業体験が可能であれば、1団体1申込みにつき最大3台まで利用できます。

## 3 旅行の条件

### (1) 旅行の目的、訪問先

県内の農林漁業関係施設を、視察研修を目的として1箇所、農林漁業体験を目的として1箇所、合計2箇所訪問してください。

なお、視察研修及び農林漁業体験は、それぞれ30分以上の時間をかけて参加者全員が受けてください。

また、同一施設で視察研修及び農林漁業体験の両方を実施する場合は、訪問先は1箇所です。

※1「農林漁業関係施設」とは、県・市町・JA等が地域の農林漁業の振興のために整備した、農林漁業体験等のサービスを提供する施設です。

※2「視察研修」とは、施設において、施設の管理者等から当該施設設置の目的やその背景、地域の農林漁業について説明を受けていただくことです。単なる施設案内は除きます。

※3「農林漁業体験」とは、加工体験（そば打ち、豆腐づくり等）、作業体験（田植え、稲刈り、森林の枝打ち、下草刈り等）、観光農林漁業体験（いちご狩り、地引き網等）などです。ただし、陶芸及び自然散策は該当しません。

### (2) 行程

「日帰りコース」または「1泊2日コース」とします。

「1泊2日コース」については、視察研修と農林漁業体験を1日で実施しても、2日に分けて実施しても構いません。ただし、県外に宿泊する場合は「日帰りコース」とみなします。

### (3) 参加人数

20名以上とします。

### (4) 利用バス

民間の貸切バス（公営バスを含む）または定員20名以上のレンタカーを利用してください。

なお、レンタカーについては、定員が20名以上の場合に限り対象となります。

## 4 助成金額

バス1台につき「日帰りコース」は2万5千円、「1泊2日コース」は5万円とします。ただし、バス借上経費（消費税、通行料、駐車料等を除く）がこれを下回る場合は、そのバス借上経費を上限とします。

## 5 申込手続

### (1) 旅行の計画

日程、訪問施設を決め、訪問先に対し、当日の受け入れが可能かどうかを確認し、必ず施設へ訪問の申込（予約）をしてください。

## (2) 申込の受付期間

ご利用日より募集期間が次の4期に分かれていますので予めご確認下さい。

募集開始日から7日目（休園日の場合はその翌日）までの間に当公社「兵庫楽農生活センター」に提出又は郵送（発信局消印有効）のあった利用申込は1台毎に抽選により受付順を決定し、それ以降は到着順で受付します。

なお、受付順を決定したのち、承認予定台数に達した以降の申込となる場合は「キャンセル待ち」での受付となりますのでご了承ください。

期	ご利用日(期間)	募集開始日(※期間)	受付順を抽選する期間
1期	23年 4月～ 6月	23年 3月10日(木)～	23年 3月17日(木)まで
2期	23年 7月～ 9月	23年 6月 2日(木)～	23年 6月 9日(木)まで
3期	23年10月～12月	23年 9月 1日(木)～	23年 9月 8日(木)まで
4期	24年 1月～ 3月	23年12月 1日(木)～	23年12月 8日(木)まで

※各期の募集期間は募集開始日から利用期間末日の20日前までです。

## (3) 申込書の提出

旅行日の20日前までに「グリーン・ツーリズムバス利用申込書」及び「利用貸切バス経費見積書(写し可)」を当公社「兵庫楽農生活センター」に郵送してください（窓口申込も可：9:00～17:00水曜休園）。

なお、電話・ファクシミリ・電子メール等での申込はできません。また、募集開始日以前に到着した申込書は受け付けませんので、諸事情がある場合は配達日指定等をご利用下さい。

送付先：〒651-2304 神戸市西区神出町小束野 30-17 社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター「都市農村交流バス担当」 まで  
TEL (078)965-2651 FAX (078)965-2653

## 6 利用の承認

### (1) 利用承認の決定

受付順により申込書の内容を審査したうえで、利用承認を決定します。

なお、審査の際、申込者の概要や活動内容等がわかる資料を提出していただく場合があります。

### (2) 利用承認の通知

利用を承認した団体には、利用承認書及び報告関係書面（実施状況確認票、代表者アンケート、助成金請求書、アルバム台紙ほか）を送付します。

なお、不承認となった団体にも、その旨通知します。

## 7 利用承認後の手続

### (1) 利用計画の変更、利用中止の場合について

次の事態が発生した場合は、すみやかに当公社「兵庫楽農生活センター」へ電話連絡の上、必ず書面で届け出てください

ア 「利用変更届」・体験先、体験内容や行程等の内容を変更する場合、またはバス台数の減やバス借上費用が変更となる場合（助成希望金額が変更となる場合は変更後の「経費見積書(写し可)」を添付すること）

イ 「利用中止届」・やむを得ない事情（参加者が20名未満等）により全ての旅行を取りやめる場合  
◇必要台数が増える等の理由により助成金の増額を希望する場合は、「利用中止届」に加えて新たに「利用申込書」と「経費見積書」を提出して、承認を得る必要があります。

(2) 旅行時にしていただくこと

- ア 「グリーン・ツーリズムバス実施状況確認票」を携行し、訪問先で確認印の押印を受けてください。
- イ 研修・体験の実施状況が確認できる写真を撮影してください。（代表しての撮影・集合写真は不可）

(3) 旅行終了後にしていただくこと

ア バス借上経費の支払い

バス借上経費のうち、助成金を差し引いた残額をバス会社等へお支払いください。

残額分を支払ったことが確認できる書類（領収書の但し書き又はその明細等でバス費用が含まれ、助成金額が除かれていることが明記されたもの）を受け取ってください。

また、バス会社等に「助成金請求書」に記入する振込口座を確認して下さい。

イ 実施状況報告と助成金請求について

旅行終了後20日以内に以下の5つの書類を当公社「兵庫楽農生活センター」へ提出してください。

なお、写真は返却いたしません（PR等で活用させていただきます）のでご了承をお願いします。

- ①グリーン・ツーリズムバス実施状況確認票
- ②助成金請求書（助成金受領権限委任状）
- ③旅行者が負担したバス借上費用を確認できる書類（領収書の写しや振込伝票）
- ④実施状況写真（3枚程度）（研修・体験の実施状況が確認できる写真）
- ⑤利用団体代表者アンケート

## 8 助成金の交付

助成金は、実施状況を確認後、あわせて提出された助成金請求書に基づき、バス会社等の金融機関口座へ振り込みます。（申込者にお支払いするものではありません）

全ての必要書類（7の(3)のイの①から⑤の5種類の書類）の提出がなければ、助成金の支払ができませんのでご注意ください。

旅行実施後20日を過ぎて報告書類（助成金請求書等）の提出がないときは、利用承認を取り消し、助成金を交付しない場合がありますので、実施後速やかに報告書類を提出いただきますようお願いいたします。

## 9 その他

(1) 保険加入

万一、ご利用のバスで交通事故等が発生した場合、兵庫県及び社団法人兵庫みどり公社は責任を負いませんので、保険に加入されるなどの対策を講じておかれることをお勧めします。

(2) 助成金の支払取消・返還、不正行為

申込書記載のとおりを実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払を取り消す（支払済の場合は返還を求める）場合があります。

また、不正行為があった場合には、利用団体については、事実が判明した年度と翌年度、都市農村交流バス（全コース）の利用を承認しないほか、バス会社等については、事実が判明した日から2カ年の間、利用団体のバス借上先として承認しません。 (以上)

○宛名ラベルとして切り取ってご使用下さい

〒651-2304

神戸市西区神出町小東野 30-17  
社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター  
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小東野 30-17  
社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター  
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小東野 30-17  
社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター  
「都市農村交流バス担当」